

別表 B

## 指定建設作業の騒音と振動の勧告基準

指定建設作業の種類	騒音	振動	作業時間	延1日における作業時間	同一場所における作業期間	日曜休日に おける作業
	敷地境界における音量 (dB)	敷地境界における振動の大きさ (dB)				
1 圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業 穿孔機を使用するくい打設作業	80	70	午前7時から午後7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
2 インパクトレンチを使用する作業						
3 コンクリートカッターを使用する作業 1 ジャイアントブレイカー以外のブレイカー及びさく岩機を使用する作業		70				
4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 1	80	70				
5 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	騒音規制法に該当	65				
6 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 1	80	70				
7 コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 2						
8 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)						
9 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(圧砕機等) 3	85	75 鋼球使用は振動規制法に該当				
(注) 1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 2 道交法に規定する交通規制が行われている場合、作業時間は午前7時から午後9時まで。 3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。			アイ ウエ	アイ		アイ ウ エ オ カ
			<b>作業時間等の適用除外項目</b> ア 災害その他非常事態の緊急作業 イ 生命・身体の危険防止作業 ウ 鉄道・軌道正常運行確保 エ 道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合 オ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 カ 商業地域で区長が特に工事を休日に行うことを認めた場合			